

書面会議説明資料

資料 8 について

「倉敷市立小学校および中学校通学区域に関する規則」の改正（案）の概要です。

議事 3 について

霞丘小学校の学区変更における答申書（案）です。

書面会議（その 2）において、委員の皆様にご意見を伺いました霞丘小学校の学区変更の事務局案については、意見はありませんでした。

これを受けて浅原会長と協議を行い、次の①・②とおりの方向性で答申書（案）を作成させていただきました。

①連島西浦小学校と連島北小学校の区割り（学区の線引き）については事務局案を採用する。

②「倉敷市立小学校および中学校通学区域に関する規則」への反映を考慮し、記述方法は

資料 8 のとおりとする。

この議事 3 につきましては、審議案件となりますので、別紙 3 書面審議書において「承認します」又は「承認しません」のいずれかを選択していただきますようお願いいたします。

また、理由等御意見がありましたら、御記入ください。

【「倉敷市立小学校および中学校通学区域に関する規則」の改正(案)の概要】

■変更前

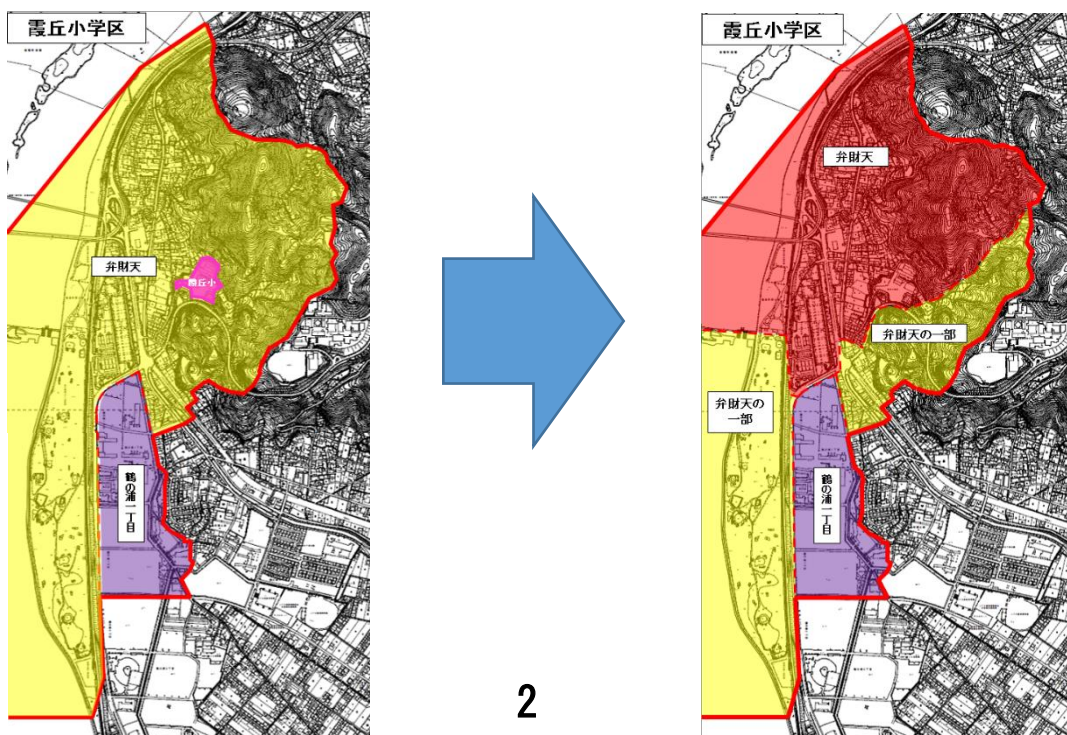
学校名	通学区域町字名
倉敷市立 連島西浦小学校	連島町西之浦(北面, 弁財天, 青木, 宮之浦 を除く)
倉敷市立 連島北小学校	連島町西之浦のうち北面, 青木, 宮之浦
倉敷市立 霞丘小学校	連島町西之浦のうち弁財天, 鶴の浦1丁目

■変更後



学校名	通学区域町字名
倉敷市立 連島西浦小学校	連島町西之浦(北面, 弁財天のうち , 青木, 宮之浦 を除く), 鶴の浦1丁目
倉敷市立 連島北小学校	連島町西之浦のうち北面, 弁財天のうち , 青木, 宮之浦
-	-

【霞丘小学校区の区割り案】



※連島町西之浦地区は「倉敷市立小学校および中学校通学区域に関する規則」中の連島西浦小学校で定められているとおり、①北面②青木③宮之浦④弁財天と「①～④を除く地区」で表記されています。

そのため、同規則において再編後における連島西浦小学校の連島町西之浦地区を示す場合は、連島町西之浦（北面，弁財天の赤いエリア，青木，宮之浦を除く）とすることを考えています。

